

第1章 計画の基本的考え方

第1節 計画策定の趣旨

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、区が取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定しています。

第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：平成30年度～32年度）では、平成30年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示します。

第2節 計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。国が定める基本指針を踏まえて都道府県、区市町村が計画を策定します。

区は、高齢者の保健福祉施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として策定しています。

（2）「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」等との関係

平成27年3月、新しい区政運営の方向性を明らかにし、将来を見据えた戦略を提示するため、「みどりの風吹くまちビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定しました。ビジョンを実現する工程を示すため、戦略計画をはじめ、ビジョンに基づく主要な事業の年度別計画と事業費を明らかにするものとして、平成27年度～29年度を計画期間とするアクションプランを平成27年6月に策定し、取組を進めてきました。

平成28年10月には、ビジョンに掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を「区民の視点」から改めて見直すため、「区政改革計画」を策定しました。改革に関連して必要な範囲で施策の充実も取り上げました。

更に、ビジョンの戦略計画の取組期間の中間にあたり、これまでの進捗状況および社会

経済情勢や区民ニーズの変化を踏まえ、平成30・31年度を計画期間とする新たなアクションプランを平成30年3月に策定しました。「区政改革計画」において取り上げた施策の充実については、新たなアクションプランに反映されています。

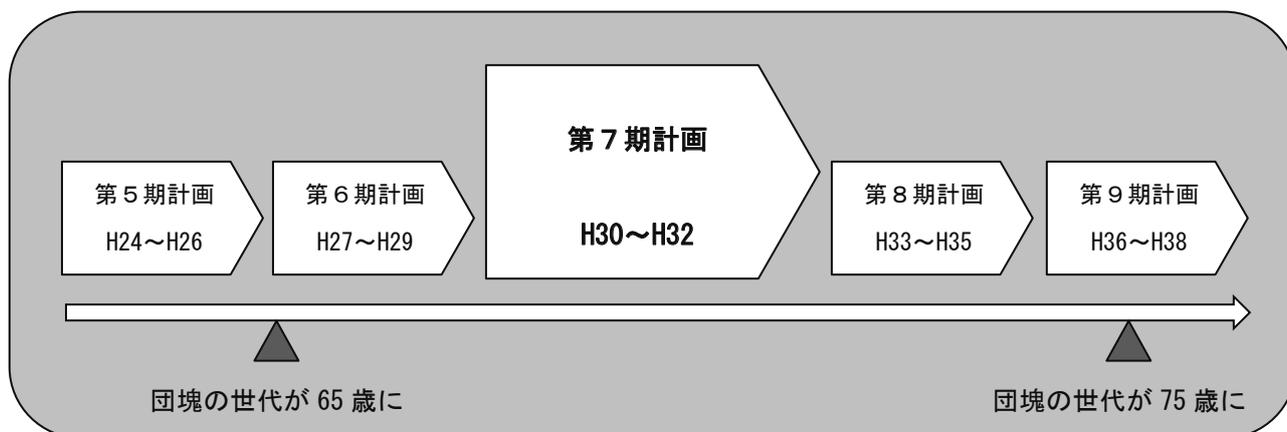
本計画は、ビジョンやアクションプラン等との整合を図り、高齢者保健福祉に関する施策を示すものです。

また、介護サービスの見込量の設定にあたっては、同時改定となる東京都保健医療計画との整合を図っています。

(3) 計画期間

計画期間は、平成30年度から32年度までの3か年ですが、団塊の世代の全てが後期高齢者となる平成37年(2025年)までに必要となる施設・サービスの需要などを、高齢者基礎調査や人口予測などを基に推計し、具体的な取組を明示しています。

計画の最終年度の平成32年度に見直しを行い、平成33年度を計画の始期とする第8期計画を策定する予定です。



第3節 計画の理念

計画の理念として3点を定めます。

○ 高齢者の尊厳を大切にする

人間性が尊重され、高齢になっても、心身の機能が衰えても、要介護状態になっても、尊厳を保ち自分らしく生活できる社会を目指します。

○ 高齢者の自立と自己決定を尊重する

自らの意思や能力に応じ自立した生活が可能であり、自らサービスを選択・決定できる社会を目指します。

○ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

地域社会の一員として活躍でき、地域の人々が連携し、ともに支え合う社会を目指します。

第4節 計画の目標

「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立する」ことを計画の目標とします。

それぞれの高齢者のニーズに応じて、医療や介護のみならず、福祉サービスも含めた様々なサービスが、適切な組み合わせにより包括的に提供され、切れ目のないサービスとして継続的に提供される、地域包括ケアシステムの体制を整備していきます。

第5節 計画の評価・推進

施策および事業の達成度については、毎年度その把握に努め、次年度以降につなげていきます。また、区長の附属機関である「介護保険運営協議会」¹、「地域包括支援センター運営協議会」²および「地域密着型サービス運営委員会」³において、進捗状況の評価を行い、計画を推進していきます。

¹ 介護保険運営協議会：高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する事項、その他介護保険事業の運営に関する重要な事項について審議するために設置している区長の附属機関です。

² 地域包括支援センター運営協議会：地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために設置している区長の附属機関です。

³ 地域密着型サービス運営委員会：地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置している区長の附属機関です。委員は、地域包括支援センター運営協議会委員と兼任しています。